

「完全参加と平等 障害者の住みよいまちづくりの推進」をめざして

近年、高齢者の増加や慢性疾患への疾病構造の変化、社会情勢の変化などで障害のある人をとりまく状況はさまざまな面で変化しています。こうした中、障害のある人も、ない人も互いに人格と個性を尊重し支え合い、地域でいきいきと明るく暮らしていける社会の実現が求められています。

本市では、「生涯安心して暮らせるまちづくり」をめざし、住民一人ひとりが健康で文化的な生活を享受でき、尊厳をもって生活できる生活環境づくりが必要とされており、平成 16 年 3 月に「栗東市障害者の住みよいまちづくり推進計画」の改訂版を策定し、障害のある人が地域で生きがいある生活を送るための障害者福祉の基盤整備を図るとともに障害施策の推進に努めてまいりました。

「栗東市障害者基本計画」は、障害者基本法第 9 条第 3 項に定める「市町村障害者基本計画」に基づくもので、本市の障害者福祉施策の基本的な計画として位置づけ、平成 16 年に改訂した「栗東市障害者の住みよいまちづくり推進計画（改訂版）」を踏襲し、平成 19 年度から平成 25 年度の 7 ヶ年を計画期間として策定しました。

本計画の基本理念は障害のある人のライフステージの全ての段階において、全人間的復権を目的とする「リハビリテーション」と障害のある人が自分の住み慣れた地域で生きがいと潤いのある自立した生活を送れる社会をめざす「ノーマライゼーション」の理念のもとで障害のある人の「完全参加と平等」の目標実現をめざすものです。

この計画の策定にあたりましては、障害のある方々の個別アンケート調査や各団体のヒアリング調査などを行い、地域での障害のある人の現状やニーズ調査の結果を踏まえ、学識経験者、関係する団体の代表者、公募により選ばれた住民の方で構成した栗東市障害者基本計画及び栗東市障害福祉計画策定委員会により幅広い視野と専門的な見地から検討、審議をいただきました。また、パブリックコメントにより住民のみなさまからの意見を拝聴させていただきながら協働により策定した計画となっております。

この計画を推進していくには障害のある人はもとより、家族や近隣、地域、行政、関係機関がそれぞれの立場で役割を果たし、一体となって取り組む必要があると思います。

今後は、障害のある人の現状やニーズにあった各施策の確認などを行い、計画の推進を図ってまいります。

おわりに、この計画の策定にあたり、貴重なご意見、ご提言をいただきました策定委員会の各委員様をはじめ障害者関係団体のみなさま、多くの市民のみなさまに心より感謝申し上げます。

平成 19 年 3 月

栗東市長 國 松 正 一

